

設置の趣旨等を記載した書類

上越教育大学 大学院学校教育研究科 教育支援高度化専攻
(修士課程)

国立大学法人 上越教育大学

目次

1	設置の趣旨及び必要性	1
2	研究科，専攻等の名称及び学位の名称	6
3	教育課程の編成の考え方及び特色	6
4	教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件	8
5	基礎となる学部との関係	9
6	取得可能な資格	10
7	入学者選抜の概要	11
8	教員組織の編成の考え方及び特色	12
9	施設・設備等の整備計画	12
10	管理運営	13
11	自己点検・評価	13
12	認証評価	13
13	情報の公表	14
14	教育内容等の改善のための組織的な研修等	15

1 設置の趣旨及び必要性

1-1 本学の使命及び大学院学校教育研究科の目的

(1) 本学の使命

上越教育大学（以下「本学」という。）は、学校教育学部初等教育教員養成課程、大学院学校教育研究科専門職学位課程（以下「教職大学院」という。）及び同科修士課程（以下「修士課程」という。）、大学院連合学校教育学研究科（博士課程）並びに附属学校園（幼稚園、小学校、中学校）を擁する教員養成系単科大学である。本学の使命は、学校教育に係る諸科学の研究を推進するとともに、教育者としての使命感と教育愛に支えられた豊かな教養、高い学識及び優れた技能を合わせ備えた有為の教育者を養成することにある。ミッションの再定義においては、大学院教育の重点化を目指し、現職教員の再教育を行う中核的な機関として、大学院学校教育研究科を中心に学校現場に密接に関連した実践的な教育研究を行うことを基本的な目標としている。

(2) 大学院学校教育研究科の目的

大学院学校教育研究科の目的は、学校教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力と高度な実践的指導力を備えた有為の教育者を養成することにある。

特に修士課程においては、学校やその周辺領域（保健医療、福祉、司法・犯罪、産業・労働）において、公認心理師や臨床心理士として、児童生徒の心の健康や豊かさを中心とする心理臨床に関する課題に幅広く対応できる高度な専門的知識と臨床実践力を備え、学校と協働してその解決にあたることのできる教育支援人材を養成する。

1-2 大学院改革の必要性

(1) 本学を取り巻く社会的動向

1) 修士課程におくべき機能

「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて一国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書」（平成 29 年 8 月 29 日）（以下「有識者会議報告書」という。）において、教員需要の減少期においても、国立教員養成大学・学部は引き続き教員養成の中心的役割を果たして、教員養成の質の向上を先導する使命を担うべきであり、教員養成に関わる専攻は、教員及び教育内容の質を確実に担保した上で、教職大学院に移行することを原則とすべきとされている。教職大学院には、「理論と実践の往還」の手法を活用した教育、各教科等における新学習指導要領への対応、学部との関係の強化・一体化、学校現場と大学における学びのサイクルの普遍化の推進、地域の教育課題解決への貢献、最新の教育課題への対応等が期待されている。

一方、「有識者会議報告書」において、国立の教員養成系修士課程においては、取得する資格の要件等の関係で、教育臨床心理専攻や留学生の受け入れ、社会的要請を踏まえて大学として修士課程に置くことが真に必要なことが立証できる専攻等であって、学校教育や社会教育の向上に資するもの等は修士課程に残すことが考えられるとされている。

2) 「チーム学校」の一翼を担う教育支援人材の養成

チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（平成 27 年 12 月 21 日：中央教育審議会答申）において、専門性に基づくチーム体制の構築に関して、「まず、教員が教育に関する専門性を共通の基盤として持ちつつ、それぞれ独自の得意分野を生かし、学校の中で、学習指導や生徒指導など様々な教育活動を「チームとして」担い、子供に必要な資質・能力を育むことがで

きるよう指導体制を充実していくことが重要である。あわせて、心理や福祉等の専門スタッフを学校の教育活動の中に位置付け、教員との間での連携・分担の在り方を整備するなど専門スタッフが専門性や経験を発揮できる環境を充実していくことが必要である。」とされており、このためには、教員だけでなく、チーム学校の一員として活動できる教育支援人材の養成も重要である。

(2) 社会的動向に対する本学修士課程の課題

「有識者会議報告書」等において、教科に関する内容については、修士課程ではなく教職大学院において養成されることが示された。

そこで、平成31年4月には、教育研究体制を整備し、教職大学院と修士課程の協働に基づく「地方における学校教育の維持・発展をトータルに支援する教員養成系拠点大学」の構築を目指して大学院の改組を行った。特に小学校英語、プログラミング教育、グローバル・総合学習、ICT・情報、道徳・生徒指導等、現在の学校現場が抱える新たな教育課題、先端教科への対応等を図るために、「教育臨床コース」と「教育経営コース」の2コースであったコースを「教科教育・学級経営実践コース」「先端教科・領域開発研究コース」「学習臨床・授業研究コース」「現代教育課題研究コース」の4コースに再編し、入学定員も60人から170人へと大幅な増員を行った。そして、令和4年度改革では、各教科領域は、教科教育・教科複合実践研究コースとして、また特別支援教育コースは、発達支援教育実践研究コースとして教職大学院へと移行することが計画されている。

しかしながら、少子化の進む社会において、いじめの問題、不登校や発達障害のある児童生徒への支援といった多様性を担保しながら地域の特色を活かした教育を展開する必要性が求められており、このためには、修士課程において、教職大学院と連動しながら、チーム学校の一員として教員とともに児童生徒への支援を行う心理専門職の人材の養成を行う組織が必要である。

(3) 社会的動向に対する本学修士課程の対応

1) 修士課程におくべき機能としての心理臨床の専門職の養成

学校現場においては、いじめや不登校、発達障害のある児童生徒の心に関わる様々な問題に対して、高度な知識や支援技術が求められてきている。さらに実際に支援を行う教員に対するコンサルテーションや、教員自身のメンタルヘルスへの支援が求められるようになってきている。このような状況において、スクールカウンセラーなどの心理専門職が学校に出向き、「チーム学校」の一員として貢献できる機会が増大している。

本学では、これまで約20年にわたって、臨床心理士や学校心理士を養成し、新潟県や長野県、及び各市町村の教育委員会や教育センター等に所属するスクールカウンセラー等の心理専門職を輩出してきた実績がある。今後は、主に現職教員等を対象とした臨床心理士の養成とともに、学部卒業後に入学してきた大学院生を対象とした公認心理師養成を行うことで、上述した学校現場のニーズに対応していく。

2) 「チーム学校」の一翼を担う教育支援人材の養成

心理専門職の養成は、多様性を確保しながら学校教育の側面支援や社会教育の向上に資する人材を世に送り出すことにつながる。学校においては、そうした人材がチーム学校の一員として、教員とは違った視点で児童生徒の支援を実践することにつながると期待される。

また、チーム学校の一翼を担うためには、学校外部の心理専門職がどのように連携や協働を行っていくかという問題が生じ、その解決策を見いだすための研究実践も必要となる。修士課程においては、修士論文を作成するための研究活動が必要であるが、大学の教員と学生が協働して、このような課題をテーマとした研究を行うことが可能となる。

1-3 社会的ニーズに対する大学院改革の必要性

(1) これまでの取組

教職大学院における教育実践的要素を取り入れた教科指導力の向上や修士課程から教職大学院への教員養成機能の移行などの社会的ニーズ、及び期待される教員像と教育課題に関連した人材養成の必要性に対するニーズに鑑み、本学は『21世紀を生き抜くための能力+ α （人間力、教育実践力、学び続ける力）』を備えた教員の養成を推進するために、平成31年4月、教育研究体制を整備し、教職大学院と修士課程の協働に基づく「地方における学校教育の維持・発展をトータルに支援する教員養成系拠点大学」の構築を目指して大学院の改組を行った。この改革を通して、①教員養成・研修に対する社会的ニーズの変化への対応、②ステークホルダーに対する教職大学院に関する積極的な広報、③地域との連携による教職大学院の定員増に対応するための実習環境の整備、④修士課程に共通科目と実習科目を設定することによる教科領域等の教職大学院への移行のための指導體制を整備した。

(2) 令和4年度大学院改革の必要性

本学は地方に位置する教員養成系大学として、学校実習コンソーシアム上越を活用した教職大学院における学校支援プロジェクト、修士課程における課題研究プロジェクトを中心に、地域協働型の高度な専門性を備えた教員養成を行ってきた。特に、『21世紀を生き抜くための能力+ α （人間力、教育実践力、学び続ける力）』の修得を掲げ、基礎力、思考力、実践力というコンピテンシーに裏打ちされた教育実践力の養成を探究してきた。

このような取組の中で、学校現場においては、いじめや不登校、発達障害のある児童生徒の心に関わる様々な問題に対して、高度な知識や支援技術が求められてきている。さらに実際に支援を行う教員に対するコンサルテーションや、教員自身のメンタルヘルスの支援が求められるようになってきている。「チーム学校」として外部からの専門性の高い人材が関与する必要性も高くなってきており、「心理に係る教育支援人材の養成」が喫緊の課題となってきた。

本学には既に修士課程に心理臨床コースを設置しているが、これまでの20年間の心理教育相談センターを中心とする心理実習での実績を踏まえて、附属学校園と連携し、児童生徒の心の問題に関わる教育支援人材、特にスクールカウンセラーの養成を踏まえた、より高度な専門性を有する人材養成を図っていく。

(3) 大学院改革の基本方針

社会的動向と本学の使命及び研究科の目的を踏まえ、本学が地域に根ざした先進的な教育実践研究の中核的存在となり、また地方創生や地域分散型社会における知の拠点となるよう、「地域における学校教育の持続可能な発展に貢献する教員養成系総合拠点大学の構築」を目指し、以下の3つの基本方針により更に大学院を改組する。**(資料1)**

1) 多様な教育人材の養成

本学は平成31年度に大学院の一部改組を実施し、修士課程に設置されていた主に教職に関する領域の教育研究機能を教職大学院に移行してその拡大を図った。今回の改組では、教職大学院においては、教員養成機能の更なる充実を図るために、教科等に関する領域及び発達支援に関する領域の教育研究機能を教職大学院に移行させ、多様な専門分野の教員が協働して教員を養成する体制を整える。さらに、講義等で附属学校教員と協働する場面を設定し、理論と実践の往還を基盤とした教育課程を編成する。

一方、修士課程においては、学校現場において重要性が強く指摘されている課題のうち、特に心の健康や豊かさに関する課題に特化して、公認心理師や臨床心理士の資格取得を含む人材養成に向けた教育研究機能の強化を図る。これにより、教職大学院における高度な専門性を備えた教

員の養成と、修士課程における学校との協働により教育を支える教育支援人材の養成を通して、「地域とともにある学校づくり」に貢献できる多様な教育人材を輩出していく。

2) 新たな教育課題に対応するための修士課程の改組

学校現場においては、いじめや不登校、発達障害のある児童生徒の心に関わる様々な問題への対応や、教員自身のメンタルヘルスへの支援が求められるようになってきている。このような問題はここ数年で特に大きくなり、その解決策を検討することは新たな教育課題といえる。現在、学校現場では「チーム学校」として一丸となって対応することが進められているが、その一翼を担うのがスクールカウンセラーなどの心理専門職であることから、本学の修士課程では、こうした新たな教育課題に対応できる公認心理師や臨床心理士の養成を行う。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延や度重なる災害等に対して、学校現場での心のケアなどの高度な知識や支援技術が求められてきている。そこで、附属の心理教育相談センターの施設設備の更新を行いセンターの機能も拡充していく。具体的には、これまでの来談式の心理相談やカウンセリングに加えて、インターネット等を活用した遠隔式相談システムを構築する。以上のように、修士課程の改組によって、心理専門職養成を充実し、加えて心理専門職の機能の拡大を図ることが可能となる。

3) 地域に根ざした大学院教育の充実

本学では心理教育相談センターを設置しており、心理臨床コースでは同センターにおいて、幼児、児童生徒をはじめ、地域からの幅広い年代の様々な悩みを抱えるクライアントを受け入れ、心理相談やカウンセリングを実施し、幼児、児童生徒の保護者の相談や、教職員へのコンサルテーションを実施することで地域貢献を行ってきている。そして、このような相談等の活動を通して、本コースの大学院生に対して、相談やカウンセリング、コンサルテーションの知識や技術の修得を図っている。現在、同センターでは年間延べ600件程度の相談ケースを扱っており、このような地域に根ざした大学院教育によって学校現場に貢献できる心理専門職の養成が可能となっている。

しかし、新潟県に配置されているスクールカウンセラーについてみると、公認心理師又は臨床心理士の有資格者は65.1%（令和元年度）となっており、近隣県の状況を見ても、富山県57.5%、石川県54.9%、長野県69.0%と、有資格者が十分に配置されているとは言えない。一方、首都圏は、東京都99.5%、埼玉県89.7%、千葉県79.3%、神奈川県79.5%と、その多くが有資格者である（表1参照）。

本学はこれまで新潟県及び長野県を中心に臨床心理士資格を有するカウンセラー、相談員等を継続的に輩出してきている（表2及び表3参照）。臨床心理士を養成できる大学院は、両県合わせて4校あるが、本学の入学定員が最大となっている。以上のように、新潟県や長野県における公認心理師や臨床心理士といった専門資格を有するスクールカウンセラーの需要は今後も高いことが予測されるにもかかわらず、本学を除く他大学の養成規模は少ない。これは、本学の同コースにおける毎年の志願者数が入学定員を大幅に上回っていることから明らかである。したがって、今後も新潟県や長野県における公認心理師や臨床心理士の養成においては本学へのニーズが高く、この地域のカウンセラーや相談員の確保のために貢献できる。また、本学では、学校教育学部で臨床心理学コースを設置しており、将来公認心理師取得を希望する学部学生に向けて、公認心理師受験資格取得のための授業科目を開設している。したがって、学部段階で受験資格取得に必要な授業科目を履修することも可能であり、さらにこれらの科目を履修することで本学大学院修士課程心理臨床コースの受験も可能となっている。このように学部と大学院の両方で公認心理師を養成していることも本学の特徴である。

表1 スクールカウンセラーに占める有資格者*の割合（令和元年度）

	新潟県	富山県	石川県	長野県	東京都	埼玉県	千葉県	神奈川県
実人数（人）	186	80	113	100	1,469	350	276	195
うち有資格者	121	46	62	69	1,462	314	219	155
割合（%）	65.1%	57.5%	54.9%	69.0%	99.5%	89.7%	79.3%	79.5%

※1 有資格者：公認心理師又は臨床心理士の資格を有する者

※2 新潟県には新潟市の人数を含む

（出典：令和元年度スクールカウンセラー等活用事業 実践活動事例集）

表2 心理臨床コース修了者の進路状況

（人）

修了年度	修了者 (現職教員は除く。)	カウンセラー 相談員等	教員	就職 (心理関連以外)	進学, その他
令和元年度	12	7	4	1	0
平成30年度	14	11	1	0	2
平成29年度	23	16	4	0	3
平成28年度	15	13	2	0	0
平成27年度	14	10	1	1	2
計	78	57	12	2	7

（上越教育大学作成資料）

表3 カウンセラー，相談員等の就職先都道府県（上位4都県）

（人）

修了年度	新潟県	長野県	東京都	石川県
令和元年度	1	3	1	1
平成30年度	4	4	1	0
平成29年度	4	4	0	1
平成28年度	3	1	1	1
平成27年度	3	1	1	0
計	15	13	4	3

（上越教育大学作成資料）

これらの学校教育を周辺から支えるための教育研究を推進し、チーム学校の一員として活躍できる教育支援人材を養成するために、修士課程に、心理臨床関係の資格取得を目指す「心理臨床研究コース」を設置する。

以上の基本方針に基づいて、次のとおり修士課程を改組する。

修士課程の改組

修士課程に臨床心理学に関連する内容に焦点を当てて教育研究を推進するコースを設置し、学校現場において重要性が強く指摘されている、児童生徒の心の健康や豊かさ、更には発達面や心理面での困難さなどの心理臨床に関する教育研究機能の強化を図る。これにより、チーム学校の

一員として、学校と協働して課題の解決にあたることのできる教育支援人材を養成する。

1-4 養成する人材像

(1) ディプロマ・ポリシー

修士課程のディプロマ・ポリシーは、次のとおりである。

修士課程で所定の単位を修得し、学位論文又は特定の課題の審査及び試験に合格することにより、以下に示す能力と条件を満たした者に対して、修了を認定し、修士（教育学）の学位を授与する。

ア 教育の理念・方法及び人間の成長や発達について、心理臨床的な視点から理解している。

イ 学校現場における様々な課題について、各学問分野の理論や方法を用いて分析し、多様な解決策を提案できる。

ウ 一人一人の子供の学習と生活を支援できる、高度な実践的指導力を有している。

エ 学校教育に関する専門的知識ばかりでなく、広い視野に立つ深い学識を修得し、人間として求められる豊かな教養を身に付けている。

オ 教育に対する熱意を持ち、教育に携わる者としての使命を深く自覚している。

カ 初等中等教育の場又はその周辺領域において教育研究を創造的に推し進めることができる。

キ 学校教育に対する社会のニーズを意識して教育実践を省察しながら、不断に学び続け自らの専門性を高めていくことができる。

ク 善いものや美しいものに憧れる感性を備え、多様な人々と協働しながら、よりよい未来を構想することができる。

(2) 養成する人材像

修士課程においては、学校やその周辺領域（保健医療、福祉、司法・犯罪、産業・労働）において、公認心理師や臨床心理士として、児童生徒の心の健康や豊かさを中心とする心理臨床に関する課題に幅広く対応できる高度な専門的知識と臨床実践力を備え、学校と協働してその解決にあたることのできる教育支援人材を養成する。

2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科、専攻等の名称

地域における学校教育の持続可能な発展への貢献を目指し、その実現のために学校教育を支える教育支援人材の養成を目的とすることから、「学校教育研究科 教育支援高度化専攻」〔Educational Support Development〕とする。

(2) 学位の名称

修士（教育学）〔Master of Education〕とする。

本改革に際しても、引き続き基本的な目的として掲げる、「学校教育に関する理論と応用を教授研究し、高度な専門的知識と臨床実践力を備えた人材の養成」を目指すため、名称変更は行わない。

3 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) カリキュラム・ポリシー

修士課程のカリキュラム・ポリシーは、次のとおりである。

- 1) 修士課程では、専攻科目及び自由科目により、以下の方針に基づいて教育課程を編成する。
 - ア 現代の教育と子どもの発達を俯瞰し、教育における多様なニーズに対応する際に必要な専門的力量的基礎となる学識と教養を身に付ける科目（専攻科目）
 - イ 教育における心理的援助ニーズに対応する際に必要となる心理臨床に関する高度な専門性を身に付ける科目（専攻科目）
 - ウ 教育に関連の深い諸問題、教育の背景・基礎となる諸問題について新しい動向も踏まえて理解する科目（自由科目）
- 2) 上記アからウまでを総合的に学修する中で、不断に学び続け、多様な教育課題を創造的に解決しようとする態度及び豊かな人間性を育成する。
- 3) 学修成果の評価については、各科目の評価基準をシラバスにおいて明示するものとする。

(2) 科目区分の設定

カリキュラム・ポリシーに基づき、専攻科目、自由科目の2つの授業科目区分を設け、それぞれ以下の内容により科目を開設する。

1) 専攻科目

現代の教育と子どもの発達を俯瞰し、教育における多様なニーズに対応する際に必要な専門的力量的基礎となる学識と教養を身に付けるための科目、及び教育における心理的援助ニーズに対応する際に必要となる、心理臨床に関する高度な専門性を身に付けるための科目を開設する。

2) 自由科目

教育に関連の深い諸課題、教育の背景・基礎となる諸課題について新しい動向も踏まえて理解するための科目を開設する。この科目区分に属する科目について修得した単位は修了要件には含まない。

(3) 教育方法

授業は基本的には対面式により実施する。実際には、講義形式のみならず、ケース検討や心理検査などの演習には、グループ・ディスカッションやディベート、PBL（問題解決型学習）等（以下「アクティブ・ラーニング」という。）を積極的に取入れ、学生の主体的な学修を促すとともに、教育支援者として学校教育に関わる際に、自らの大学院での学修体験を活かすことができるようにする。さらに、臨床心理実習や心理実践実習においては、学校等の現場の指導者から個別及びグループ指導を受けるとともに、これらの実習経験を本コースの全ての学生が共有できるように、グループ発表会や検討会を実施する。

また、感染症対策等として、基本となる面接授業に加え、教育効果を確実に担保した上で、必要に応じて同時双方向型、オンデマンド型のオンラインでの遠隔授業を組み合わせたハイブリッド授業も取り入れる。

なお、本学では、講義室や図書館をアクティブ・ラーニングに適した環境にするために、順次改修を行っている。

(4) 教育課程編成の考え方及び特色

1) 教育課程の基本的な考え方

学校に関連する新たな教育課題のうち、児童生徒の心の健康や豊かさ、更には発達面や心理面での困難さなどを中心とする心理臨床に関する課題について、学校と協働してその解決にあ

ることができる教育支援人材を養成する。そのために、心理教育相談センターでの臨床心理実習を通して専門的な知識・技能を修得させるとともに、地域（小・中学校、高等学校、教育センター、児童相談所、発達支援センターなど）や附属学校園において、スクールカウンセラーなどの心理専門職が担う相談や、教職員へのコンサルテーションなどの専門的な知識・技能の修得のための心理実践実習を行う。このような教育研究活動を含む教育課程を編成する。

専攻科目は、心理臨床に関する高度な専門的内容を扱う専門科目と、心理臨床に関する各自の研究課題を修士論文として具体化する専門セミナーによって構成される。またこの中に、公認心理師及び臨床心理士の受験資格を得るために必要な科目、及び幼稚園、小学校、中学校、高等学校の専修免許状の取得を可能とする科目を設定する。

2) 教育課程の特色とコースの目的

修士課程は、教職大学院において担うことが困難な人材の養成機能を果たす課程として位置付け、チーム学校の一員として学校教育を支える教育支援人材を養成する。とりわけ、学校現場においてその重要性が強く指摘されている、心の健康や豊かさ、更には発達面や心理面での困難さなどの心理臨床に関する課題に対応する教育研究機能の強化を図る。具体的には、講義や演習に加えて、心理教育相談センターでの臨床心理実習、及び地域や附属学校園でのスクールカウンセラーなどの心理専門職の業務を修得させる心理実践実習を実施することが特色となる。

修士課程に臨床心理学に関連する内容に焦点を当てて教育研究を推進するコースを設置する。以下にコースの目的を示す。

〈心理臨床研究コース〉

臨床心理学の知識と研究方法を修得するとともに、人の心の問題に幅広く対応できるカリキュラムを通して、心理臨床に関する諸課題に対して理論と実践をともなって取り組むことができる力を養成する。また、心理臨床に関する実習プログラムによって、教育をはじめ、保健医療、福祉、司法・犯罪、産業・労働などの分野で活躍できる心理臨床専門職としての、公認心理師及び臨床心理士を養成する。

特に、本学は教員養成系大学としての強みを生かし、実習プログラムを教育分野の施設で多く実施しており（表6参照）、これにより、学校教育における多様な相談に対応できるスペシャリストを養成する。

表6 「心理実践実習」実施施設内訳（令和元年5月～令和2年9月）

	教育分野	医療分野	福祉分野	産業・労働分野	合計	心理教育相談センター
時間※	2,350.63	704.10	716.60	78.50	3,849.83	3,921.31
割合	61.06%	18.29%	18.61%	2.04%	100%	—

※在籍者の延べ時間数

（上越教育大学作成資料）

4 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

（1）標準修業年限・修了要件

標準修業年限は、2年とする。

なお、修了要件は、2年以上在学し、所定の30単位以上を修得（資料2）し、学位審査及び試験

に合格することとする。学位論文の審査については、審査の厳格性及び透明性を担保するため、主査1人及び副査2人以上をもって組織する審査委員会及び若干人で組織する試験委員会を設置し、それぞれ当該論文又は特定の課題の審査及び試験を行う。教授会は、審査委員会及び試験委員会の審査結果に基づき、学位の授与の可否を審議決定する旨、上越教育大学学位規則において明確に規定されている。

(2) 履修方法

【履修科目の年間登録上限】

修士課程においては、修了要件単位数が30単位であるため、履修科目の年間登録上限を特に設定せず、履修指導にて対応する。学生は、履修年度当初のガイダンス及び指導教員との個別面談等を踏まえ、当該年度の履修科目を決定する。

【既修得単位の認定方法】

学生が本学の大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。）は、10単位を超えない範囲で、本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

なお、既修得単位の認定に係る審査は、教務委員会が行う。

(3) 履修指導の方法

各自の研究を進展させるため、専門セミナーを履修し、その専門セミナー担当教員から授業履修及び研究の遂行（研究倫理に関する基本的事項を含む。）その他学生生活全般についての指導・助言を受けることになる。また、各教員はオフィスアワーを設定しており、学生は専門セミナー担当教員以外の教員に対しても、オフィスアワーを活用して、履修相談や授業科目に関する質問等を行うことができるようにしている。

(4) 厳格な成績評価

成績評価の方法については、シラバスの「成績評価の方法」に明示し、それに基づいて成績評価を行う。また、成績評価等の妥当性を担保するため、学生が成績評価に疑義がある場合は、授業担当教員に直接申し出るほか、教育支援課に相談窓口を設置し、対応にあたる制度を設けている。成績評価の妥当性を担保する仕組みについては、「履修の手引」により学生に周知する。

(5) 研究の倫理審査体制

本学において行われる人を対象とする医学系研究（心理学、社会学、教育学等の人文・社会科学分野を含む。）について、倫理上の問題が生じるおそれのある研究を行う場合の責務及び手続き等を定め、もって研究対象者及びその関係者の尊厳及び人権を尊重するとともに、本学における研究の適正かつ円滑な推進に資することを目的に「国立大学法人上越教育大学研究倫理規程」(資料3)及び「国立大学法人上越教育大学研究倫理審査委員会規程」(資料4)を定めている。

また、本学において研究に携わる者の行動規範及び不正行為が生じた場合に厳正かつ適切に対応するための措置等について必要な事項を定めることを目的に、「上越教育大学の研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」(資料5)を定めており、これらは適正に運用されており、研究の倫理審査体制は明確に確立している。

5 基礎となる学部との関係

この度の改革では、教員養成機能に関わる教員を専門職学位課程（教職大学院）に全面移行させると

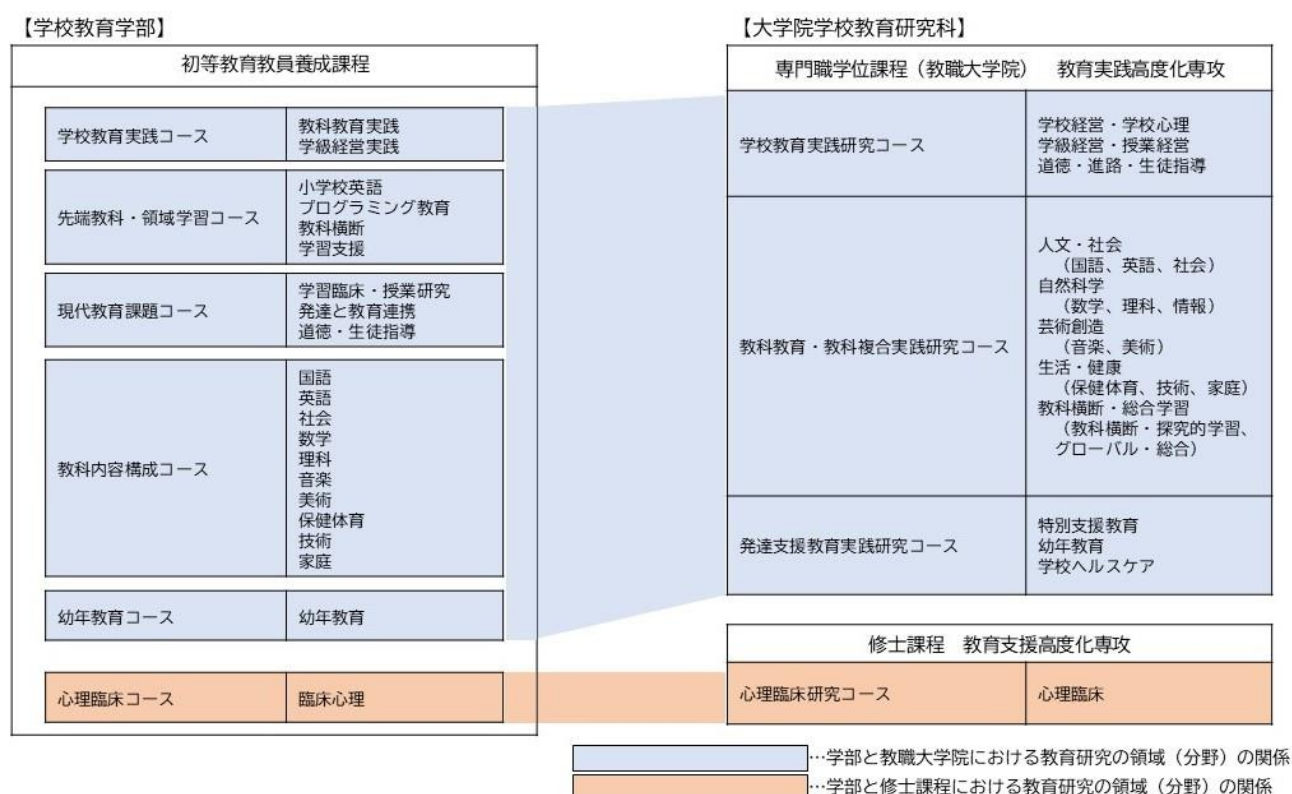
同時に、公認心理師、臨床心理士養成機能に関わる教員を修士課程に集中させることで、教育組織を整理し、機能強化を図るとともに、受験者等、外部から見てもわかりやすい組織を構築する。(図1)

学校教育学部初等教育教員養成課程では、主として教員免許状取得のための教育課程が編成されている。さらに1年次末には、特定の分野についての専門性を深めるために、6コース21領域の中から1領域を選択する。この中に心理臨床コース・臨床心理領域があり、心理臨床コースに配属となった学生は、教職課程の科目を履修しながら、心理学の基礎科目や公認心理師試験受験資格取得に必要な学部段階の科目を履修することができる。公認心理師試験受験資格取得に必要な科目は、他のコースの学生も履修可能であるが、心理臨床コースの学生は、卒業論文のテーマや所属ゼミの心理臨床コースの大学院生との研究交流も可能で、その結果、必修である卒業論文においても臨床心理学に関するテーマや内容で作成することができる。

公認心理師試験受験資格取得のためには、学部段階で必須科目を履修し、学部卒業後に厚生労働省の認定を受けた公認心理師養成プログラムのある施設において2年以上の実務経験を積む方法と、公認心理師養成のための指定科目を有する大学院で所定の単位を修得する方法がある。本学ではこの2つの方法どちらも整備しているが、特に、学部での必須科目の単位修得者が、より高度な臨床実践経験を積むことができる修士課程心理臨床研究コースへの進学機会を整備している。

また、本コースの卒業後に本学の修士課程心理臨床研究コースに進学した場合には、学部段階で履修してきた教職課程の科目(特に教育実習など)履修の経験を経ることになり、特に学校教育分野に貢献できる公認心理師や臨床心理士を養成することが可能となる。

図1 基礎となる学部との関係図



6 取得可能な資格

修士課程では、それぞれの学生が所有している教員免許状を基礎として、以下に示す専修免許状の取得が可能である。

- ・幼稚園教諭専修免許状
- ・小学校教諭専修免許状
- ・中学校教諭専修免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，保健，技術，家庭，職業，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教）
- ・高等学校教諭専修免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，工芸，書道，保健体育，保健，看護，家庭，情報，農業，工業，商業，水産，福祉，商船，職業指導，英語，ドイツ語，フランス語，宗教）

なお，指定科目を履修することにより，以下の受験資格の取得が可能である。

- ・公認心理師（国家資格）：修了要件単位に含まれる科目のほか，公認心理師関連科目の履修が必要だが，資格取得が修了の必須条件ではない。
- ・臨床心理士（民間資格）：修了要件単位に含まれる科目のほか，臨床心理士関連科目の履修が必要だが，資格取得が修了の必須条件ではない。

7 入学者選抜の概要

(1) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

修士課程のアドミッション・ポリシーは，次のとおりである。

○ 入学者受入れの方針の定義

教育の理念・目的，ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ，どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり，受け入れる学生に求める学修成果を示すものである。

○ 入学者受入れの方針

修士課程では，学校教育に関連する高度な専門的知識と教育実践力を備えることにより，教育現場における重要な諸課題の解決に向けてチーム学校の一員として課題の解決に貢献できる教育支援人材を養成するために，以下のような人々を求めている。

ア 教育及び専門領域の内容について，学士課程卒業相当の学識，技能及び研究方法を身につけている。

イ 教育をめぐる現代的諸課題について，専門的な知見をもとに，その対応方策を体系的・総合的に考え，その過程や結果を適切に表現することができる。

ウ 学校等に対する社会のニーズを踏まえ，生活や社会，環境の中に問題を見出し，解決に向けて主体的に取り組もうとする意欲を有している。

エ 自己の学修課題・研究課題を明確に意識し，積極的に学修を進めていくことができる。

オ 自己の人格及び感性を高め，多様な人々と関わりながら社会に貢献しようとする態度を備えている。

カ 臨床心理学及び近接領域の基礎的な知識を有している。

キ 学校をはじめとして様々な臨床現場に関連する諸課題について研究と臨床の両側面から論理的に考えることができる。

ク 心理臨床の専門的技術を修得する意欲と態度を有している。

(2) 選抜方法

入学者の選抜は，筆記試験及び口述試験により行う。

機関長（学長又は学部長）から推薦を受け出願する者には、筆記試験を免除する。ただし、筆記試験を免除するに当たり、機関長からの推薦者にあつては、推薦要件として「本学修士課程への強い熱意と心理臨床研究コースにおける専門分野に関する優れた成績又は実績を有し、人物についても優れていると認められる」旨、責任をもって推薦するとして機関長名の推薦書を求め、口述試験において、共通の試問に加えて、機関長推薦書及び志望理由書も参考に試問し、心理臨床研究コースにおける基礎的素養について確認する。

(3) 入学試験

入学試験は、前期（8月）、中期（11月）、後期（3月）の3回に分けて行う。

8 教員組織の編成の考え方及び特色

修士課程では、学校現場において重要性が強く指摘されている課題のうち、特に心の健康や豊かさに関する課題に特化して対応するための人材養成に向けた教育研究機能の強化を図るため、心理臨床研究コースを設置し、大学院設置基準上必要となる専任教員数6人以上を上回る7人を配置する。

心理臨床研究コースを主担当とする専任教員については、公認心理師資格に対応するため、大学等で心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有し、かつ、公認心理師法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者である。

教員の年齢構成は、30代1人、40代2人、50代2人、60代2人であり、完成年度までに退職を迎える者はなく、教員組織の継続性についても問題はない。

9 施設・設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

新たに設置される修士課程は、本学山屋敷キャンパス内に設定されるため、既存で整備された教育・研究環境が全て利用可能であり、大学設置基準に定める基準を満たした教育にふさわしい環境が整っている。

(2) 校舎等施設の整備計画

附属図書館改修工事（令和元年度）、人文棟改修工事（令和2年度）などの校舎等の改修工事に併せ、既存施設を最大限に活用した諸室の適正な機能配置（再配置）と集約を行い、教員研究室（12室、236㎡）、院生研究室（2室、131㎡）、講義・演習・実験・実習・実技などを行う諸室（8室、153㎡）を整備している。

なお、院生研究室には、自主的学習環境として、大学院学生一人ひとりに専用の机が配置されるとともに、LAN環境を整備している。

また、アクティブ・ラーニング等の実践の場として、教室に移動机を整備するとともに、ホワイトボードやICT基盤を整備し、学習環境の向上を図っている。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

附属図書館については、令和2年4月にリニューアルした。1階と3階は静的空間とし、個々の学修のためのスペースを設けている。2階は、授業にも利用可能なアクティブ・ラーニングスペースやガラス間仕切りのセミナー室を設け、アクティブ・ラーニングや授業等のグループでの学修を支援するスペースとしている。

また、書架の増設も行い、蔵書数は令和2年3月現在で371,100冊となっており、教育関係図書

雑誌のほか、教科書・絵本・郷土資料などの多彩な蔵書を取り揃えている。

10 管理運営

(1) 教授会

学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手で構成する教授会を置く。

教授会の審議事項は、学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、学位の授与に関する事項、学籍（退学、転学、留学、休学及び除籍を除く。）に関する事項、学生の表彰及び懲戒に関する事項、教員の採用及び昇任等に関する事項、学長がつかさどる教育研究に関する事項であり、毎月1回程度定例で開催する。

(2) 教育研究評議会

学長、学長が指名した理事、副学長、附属図書館長、学系長、専攻長、学長が指名した附属学校長、学長が指名した教授、学長が指名した事務系職員で構成する教育研究評議会を置く。

教育研究評議会における教学面の主な審議事項は、教育課程の編成に関する方針に係る事項、学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項、学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項、教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項、その他上越教育大学の教育研究に関する重要事項であり、毎月1回程度定例で開催する。

(3) カリキュラム企画運営会議

教育研究評議会の専門委員会として、カリキュラム企画運営会議を置き、学校教育学部及び学校教育研究科の教育課程の編成等に関して、改善・充実を図ることを目的とする。

(4) 教務委員会

教授会の専門委員会として、教務委員会を置き、学部及び大学院の教務に関する事項（教育課程の編成等に関する事項を除く。）について調査検討することを目的とする。

11 自己点検・評価

本学では、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第2条第3項の規定に基づき、自己点検・評価を毎年度実施するものとしている。自己点検・評価に関する企画、立案及び実施に関する統括は、国立大学法人上越教育大学大学評価委員会が行い、次の事項を点検・評価する。

- (1) 本学評価基準に関する状況
- (2) 本学専門職学位課程評価基準に関する状況
- (3) 組織の運営状況等
- (4) 各教員の教育・研究活動及び社会貢献等に関する状況

自己点検・評価結果については、外部評価の基礎資料として活用するほか、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために役立てるとともに、次期計画の策定に反映させるものとする。なお、自己点検・評価書等は、原則として全て年次報告書に掲載し、学内外に本学ホームページ上で公表をする。

<https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/080assessment/report/index.html>

12 認証評価

(1) 認証評価を受ける計画等の全体像

本学は、平成 16 年度の法人化以降、独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構を評価機関として、次のとおり認証評価を受けている。

平成 19 年度（平成 20 年 3 月 認定）

平成 26 年度（平成 27 年 3 月 認定）

なお、令和 3 年度に独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構を評価機関として認証評価を受ける予定である。

(2) 認証評価を受けるための準備状況

大学評価に係る企画・立案及び点検・評価の実施に関する統括は、国立大学法人上越教育大学大学評価委員会が行うこととしており、認証評価にあたっては評価委員会の総括の下に、国立大学法人上越教育大学情報戦略室が中心となり自己評価書の作成等を行っている。

なお、自己評価書の作成等は、本学評価基準に関する状況について、各年度に実施する事項を選定して実施しており、この自己評価書を基に、評価機関である大学改革支援・学位授与機構への令和 2 年 9 月の認証評価申請後に具体的な策定作業を開始したところであり、令和 3 年 6 月の自己評価書の提出、その後の書面及び訪問調査等の対応を進め、令和 4 年 3 月に評価結果通知を受ける予定である。

(3) 認証評価を確実に受けることの証明

学校教育法第 109 条第 2 項に規定する大学機関別認証評価に関する本学からの申請に基づき、大学改革支援・学位授与機構より、申請書を受理した旨の通知（令和 2 年 10 月 7 日付け支学機構評支第 50 号）を受けている。（資料 6）

13 情報の公表

本学では、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき、公表すべき教育研究活動等の状況について、ホームページに掲載している。

【教育情報の公開】

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

イ 教育研究上の基本組織に関すること

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

<https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/060rule/index.html>

コ その他

【3 ポリシーの紹介】

<https://www.juen.ac.jp/050about/010info/policy/index.html>

【本学規則集】

<https://www.juen.ac.jp/050about/010info/100rule.html>

【設置計画の概要等】

<https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/060rule/index.html>

【大学評価】

<https://www.juen.ac.jp/050about/070koukai/080assessment/index.html>

14 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) ファカルティ・ディベロップメント委員会による取組

修士課程の教育内容・教育方法の継続的改善については、教授会の専門部会であるファカルティ・ディベロップメント委員会が行っている。

具体的な取組は、以下のとおりである。

【FD講演会，FD研修会】

先導的な授業改善等を実施している大学等から講師を招へい等してFD講演会やワークショップ形式等によるFD研修会を定期的に行っている。

【授業公開】

前期及び後期授業の期間に各1ヶ月間、授業公開期間を設け、教員等による相互評価や授業内容について情報交換を行うことにより、授業の改善に努めている。

【授業評価アンケート】

前期及び後期授業の終了時に、学生による授業評価アンケートを実施している。アンケート結果は、授業担当教員にフィードバックされるとともに、授業担当教員にはアンケート結果を基に授業の問題点の認識と授業改善を目指して、自己評価レポートを作成することを義務付けており、学生の意見聴取を基にした自己点検・評価を行っている。自己評価レポートは、学生による授業評価集計結果とともに学内に公開している。これらの取組を通して、次年度以降の担当授業の改善を継続的に実施している。

(2) 学校現場研修の実施

学校現場での指導経験のない大学教員が学校現場の実態と課題を理解した上で学生の指導にあたる意識を醸成するために、大学と附属学校園が連携して研修実施体制を整備し、附属学校園において学校現場研修を実施する。

(3) 研究力向上に向けた取組

1) 研究成果の発信

外部の学会誌における研究成果の発信とともに、本学大学紀要を毎年度刊行することにより、責任ある研究活動を推進する。併せて、電子データの形で上越教育大学リポジトリにおいてもインターネット上に公開することにより、研究成果をより広く社会に還元する。

また、心理教育相談センターと連携して「心理教育相談研究」も毎年刊行し、研究成果を発信する。

2) 組織的な支援

本学における特色ある研究を推進し研究水準の向上を図る様々な手立てをとるために、学内に「研究戦略企画室」を設置している。その運用の一環として、大学における研究支援業務の効率化と高度化を目的とした委託事業契約を新潟大学と締結し、全教員に対して、研究関連情報を提供して研究支援を行っている。

(4) 教育課程の在り方に関する取組

本学は、各教科等に関わる教育課程の在り方を問うために、「思考力」を育てる：上越教育大学からの提言1」「実践力」を育てる：上越教育大学からの提言2」「思考力」が育つ教員養成：上越教育大学からの提言3」「実践力」が育つ教員養成：上越教育大学からの提言4」「人間力」を考える：上越教育大学からの提言5」を刊行した。今後、これらを刊行する過程において得られた成果をカリキュラムの内容に反映させていく。

(5) 連携の強化

本学の学部及び附属学校園との学内連携，他大学等との連携，及び大学が位置する近隣自治体等との地域連携を通して，教員養成の高度化を図る。

1) 学部との連携

公認心理師の受験資格を得るためには，大学院に進学する前に学部において必要な科目の単位を取得している必要があるため，本学の学部においても対応するコースにおいて科目を設定し，学部教育と大学院教育の連続性を確保する。

2) 附属学校園との連携

心理臨床コースでは，公認心理師及び臨床心理士の資格に係る実習科目として，附属学校園との連携の下，課題研究フィールドワーク（臨床心理実習Ⅰ・心理実践実習Ⅰ）を開設している。連携の目的は，学校教育における心理職の役割の理解を推進し，幼児，児童生徒の心の問題への支援体制構築に寄与することである。附属学校園においては心理的援助の必要な園児及び児童生徒が増加していることから，実習により心理的支援が増え，実習を指導する大学教員とも連携して支援を行うことができる。2019年度においては，附属幼稚園1名，附属小学校11名，附属中学校9名の実習生が6月下旬から3月上旬まで毎週水曜日，7時間30分の実習を計24回行っている。各学級に配置された実習生が学級全体の支援はもちろん各学級の特別な配慮を要する子どもに支援を行った。

今後も，本学の附属学校園と連携して，幼稚園から中学校までを通した幼児，児童生徒の「生きる力」を育成し，心の問題に対応できる支援力を修得するための教育課程モデルを開発・実践し，その成果を大学院における教育に反映させるとともに，その連携を推進していく。

学生に対しては，毎年開催される研究協議会への参加を促し，附属学校園で学ぶ子どもたちの姿を見て教育研究の現状を実践的に理解する機会を提供する。

3) 他大学等との連携

心理臨床コースでは，これまでも新潟大学や新潟県立看護大学等と，「心の健康」に関する講演会や，学生を対象としたシンポジウムなどを共同で企画し実施してきている。今後もこのような連携を積極的に図り，大学間での教育研究体制の推進を図る。

そして，全国の国公立大学等から，様々な分野における幅広い知識と深い理解を強みとする学生を本学の大学院に積極的に受け入れ，高度な専門性を備えた職業人としての教育支援人材を育てるとともに，それらの学生を，出身地をはじめとする各地方に輩出していくことにより，その地域の学校教育の質的向上に貢献する。

4) 地域との連携

心理教育相談センターと一体となって，心理臨床に関わる相談に対する地域社会の要請に応じ

るとともに、地域の教育をはじめ、保健医療、福祉、司法・犯罪、産業・労働などの分野と密接に連携する中で教育研究を展開する。

新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会と定期的に連携推進協議会を開催し、大学院における教育研究の推進に関する意見交換を行う。また、新潟県教育委員会との人事交流により派遣される本学教員を活用して、学校現場が抱える最新の教育課題をテーマとしたセミナーを開催し、教育現場の理解を深めるための機会を提供する。

(6) 修士課程における教育研究の高度化に向けた方策

心理臨床研究コースでは、附属の心理教育相談センターにおいて、教員の指導のもと地域のクライアントを対象とした心理相談による実習を設定するとともに、教員養成系大学としての強みを生かし、教育分野の施設で実習プログラムを多く実施することにより学校現場に強い専門家の育成を目指す。

参考資料

資料 1	上越教育大学 大学改革プラン全体イメージ	1
資料 2	修士課程における「修了要件区分及び単位数」	2
資料 3	国立大学法人上越教育大学研究倫理規程	3
資料 4	国立大学法人上越教育大学研究倫理審査委員会規程	15
資料 5	上越教育大学の研究活動における不正行為の防止及び対応に 関する規程	17
資料 6	令和 3 年度大学機関別認証評価に係る申請の受理について（通知）	31

上越教育大学 令和4年度大学改革（案）

地域における学校教育の持続可能な発展に貢献する教員養成系総合拠点大学の構築

本学の使命

学校教育に係る諸科学の研究を推進するとともに、教育者としての使命感と教育愛に支えられた豊かな教養、高い学識及び優れた技能を合わせ備えた有為の教育者を養成する。

大学院学校教育研究科の目的

学校教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を受け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力と高度な実践的指導力を備えた有為の教育者を養成する。

教職大学院（専門職学位課程）：教育実践高度化専攻

改革の基本方針

- 1 多様な教育人材の協働による教員養成
- 2 新たな教育課題に対応するための教職大学院の充実
- 3 地域に根ざした大学院教育の充実
- 4 大学間連携による教員養成
- 5 学部教育との連続性

【改組の概要】

教科領域に関する教育研究機能の強化、教科横断的・複合領域的教育の充実、特別支援教育をはじめとする発達支援に関する教育研究機能の強化、現職教員を対象とした養成・研修機能の強化、学部教育と大学院教育の更なる連続性の明確化を図り、**教員養成・研修機能の全体的底上げ**を図るとともに、連携協力校における開放制の教員養成の支援や、地域における学校教育の持続可能な発展に貢献するための**地方における教員養成の在り方**を示す。

修士課程：教育支援高度化専攻

改革の基本方針

- 1 多様な教育人材の養成
- 2 新たな教育課題に対応するための修士課程の改組
- 3 地域に根ざした大学院教育の充実

【改組の概要】

学校現場において重要性が強く指摘されている課題に関連して、心理臨床に関わる心の健康や豊かさに加え、発達面や心理面での困難さに関する教育研究機能の強化を図ることにより、チーム学校の一員として課題の解決に貢献できる学校教育を支える教育支援人材を養成する。

学校教育を支える
教育人材養成
における協働

輩出する人材像

- ① 学校教育に関する高度な専門的知識と教育実践力を備え、学校現場における即戦力となるとともに、将来的には学校内での教員のリーダーとして、Society5.0時代に生きる児童生徒の教育の推進において中心的な役割を果たしていくことができる**新人教員**
- ② 現職教員学生を対象として、学級経営、授業経営、生徒指導、特別支援教育、外国人児童生徒への対応など、学校現場にみられる重要な諸課題や、Society5.0時代において生じる新たな課題の解決に向けて、学校を牽引することができる高度な専門性を備えた**ミドルリーダー**や**管理職**となる教員
- 学校やその周辺領域（保健医療、福祉、司法・犯罪、産業・労働）において、**公認心理師**や**臨床心理士**として、心の健康や豊かさに関して幅広く対応できる高度な専門的知識と臨床実践力を備え、学校との連携の中で子どもたちの心理的サポートに携わることができる**教育支援人材**

修士課程における「修了要件区分及び単位数」

区分	授業科目の領域	単位	摘 要
専攻科目	専門科目 心理臨床研究に関する科目	22	22単位以上を修得するものとする。
	専門セミナー	8	8単位を修得するものとする。
計		30	

○国立大学法人上越教育大学研究倫理規程

(平成19年1月10日規程第1号)

最終改正 平成27年12月17日規程第44号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）において行われる人を対象とする医学系研究（心理学，社会学，教育学等の人文・社会科学分野を含む。）について、倫理上の問題が生じるおそれのある研究を行う場合の責務及び手続き等を定め、もって研究対象者及びその関係者（以下「対象者等」という。）の尊厳及び人権を尊重するとともに、本学における研究の適正かつ円滑な推進に資することを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 この規程は、次の各号に掲げる者（以下「研究者等」という。）に適用する。

- (1) 大学教員 教授，准教授，講師，助教，助手その他本法人が定める者
 - (2) 附属学校教員 附属幼稚園，附属小学校及び附属中学校の副校長（副園長を含む。），教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭及び栄養教諭
 - (3) 学生 上越教育大学に所属する全学生（研究生を含む。以下同じ。）及び上越教育大学に配属された兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の学生
- (基本方針)

第3条 研究者等は、次の各号に掲げる事項を基本指針として人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号。以下「指針」という。）を遵守し、研究を進めなければならない。

- (1) 社会的及び学術的な意義を有する研究の実施に関すること。
- (2) 研究分野の特性に応じた科学的合理性の確保に関すること。
- (3) 研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益の総合的評価に関すること。
- (4) 独立かつ公正な立場に立った倫理審査委員会による審査に関すること。
- (5) 事前の十分な説明及び研究対象者の自由意思による同意に関すること。
- (6) 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮に関すること。
- (7) 個人情報等の保護に関すること。
- (8) 研究の質及び透明性の確保に関すること。

(研究者等の責務)

第4条 第1条の研究を行おうとする研究者等は、研究を実施するに当たって次の各号に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 対象者等の個人の尊厳及び人権を尊重すること。
- (2) 事前に、対象者等からインフォームド・コンセントを受けること。
- (3) 対象者等に係る情報を適切に取り扱い、その個人情報を法令に基づき保護すること。
- (4) 倫理的妥当性及び科学的合理性が認められない研究を実施しないこと。
- (5) 個人の人権の保障を科学的又は社会的利益よりも優先すること。
- (6) 職務上知り得た個人情報を正当な理由なく漏らさないこと及びその職を辞した後も

同様とすること。

(7) 対象者等を不合理又は不当な方法で選ばないこと。

(8) 研究により期待される利益よりも起こり得る危険が高いと判断される場合は研究を中止し、又は終了すること。

(9) この規程のほか、法令及び本法人の諸規程等を遵守すること。

2 研究者等は、研究を実施しようとするときは、研究実施計画（研究実施計画の変更を含む。以下同じ。）について学長の承認を受けなければならない。

3 研究者等は、研究成果を公表しようとするときは、対象者等の個人情報の保護のために必要な措置を講じた上で公表しなければならない。

4 研究者等は、個人情報の予期せぬ漏えい等、対象者等の人権保障の観点から重大な懸念が生じた場合、事故、倫理的、科学的及び社会的問題等が発生した場合には、速やかに学長に報告しなければならない。

（研究責任者の責務）

第5条 研究責任者は、研究の実施に携わるとともに、当該研究に係る業務を統括するとともに、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 研究実施計画書を作成すること。

(2) 研究者等に対する前条に規定する事項の遵守徹底すること。

(3) 研究の進捗状況の管理・監督に努めること。

(4) 有害事象等を把握・報告すること。

(5) 研究実施後の対象者等への対応に努めること。

（学長の責務）

第6条 学長は、研究者等及び研究責任者に前2条に規定する責務があることを周知徹底しなければならない。

2 学長は、研究を適正に実施するための体制の整備等をしなければならない。

3 学長は、次条に規定する委員会の意見を尊重し、研究実施計画の承認の可否その他研究に関し必要な事項を決定しなければならない。

（審査委員会）

第7条 第1条の目的を達成するため、本法人に、国立大学法人上越教育大学研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関する規程並びに委員会委員名簿は、厚生労働省が設置する「倫理審査委員会報告システム」において公表する。

3 委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（相談窓口の設置）

第8条 学長は、研究倫理審査に関する相談及び情報提供に対応するため、研究連携課に受付窓口を置く。

2 相談窓口の責任者は、委員会委員長とし、担当者は研究連携課長とする。

3 委員会は、別に定める相談窓口の名称、場所、連絡先、通報の方法その他必要な事項を本学内外に周知する。

（委員会への附議）

第9条 学長は、研究責任者から、当該研究の実施の許可を求められたときは、当該研究

の実施の適否について、倫理審査委員会の意見を聴かなければならない。

(審査手続及び結果の通知)

第10条 研究責任者（当該研究に係る業務を統括する者をいい、学生の場合は指導を受ける専門セミナー担当教員、アドバイザー又は主指導教員をいう。以下同じ。）は、研究を実施しようとするときは、あらかじめ第4条第1項各号に掲げる内容を踏まえた別記第1号様式の研究倫理審査申請書に必要事項を記入し、学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の申請書の提出があったときは委員会に審査を諮問するものとする。

3 委員会は、第4条第1項各号に掲げる事項に留意して審査し、判定を行うものとする。

4 審査の判定区分は、次に定めるとおりとする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

5 委員長は、審査の結果について、別記第2号様式の審査結果答申書により、速やかに学長に答申するものとする。

6 学長は、前項の答申に基づき、別記第3号様式の審査結果通知書により、研究実施の許可又は不許可その他研究について必要な措置を研究責任者に通知するものとする。

(迅速審査)

第11条 委員長は、研究実施計画が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると判断されるときは、前条第3項の規定にかかわらず、3人以上の委員会委員（以下「委員」という。）との協議（以下「迅速審査」という。）により審査することができるものとする。

(1) 研究者の変更、研究期間の変更等、研究実施計画の変更が軽微なもの

(2) 共同研究であって、既に主たる研究機関において研究倫理審査機関の承認を受けたもの

(3) 対象者等に対して最小限の危険（日常生活や日常的な医学的検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。）を超える危険を含まないもの

2 委員長は、迅速審査の結果をその審査を行った委員以外のすべての委員に速やかに報告しなければならない。

3 前項の規定により迅速審査の結果の報告を受けた委員は、速やかに委員長に対し、理由を付した上で、改めて委員会における審査を求めることができる。この場合において、委員長は、相当の理由があると認めるときは、委員会を速やかに開催し、当該事項について審査を行わなければならない。

4 迅速審査の手続きに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(再審査)

第12条 研究責任者は、審査の結果に異議があるときは、学長に再審査を求めることができる。

2 学長は前項の請求を委員長と協議の上、必要があると認めるときは、委員会に再審査

を諮問するものとする。

- 3 委員会は、前項により学長から諮問された場合には、第10条に規定する審査手続等に準じ、処理するものとする。

(研究実施計画の変更)

第13条 研究責任者は、許可された研究実施計画を変更しようとするときは、速やかに別記第4号様式の研究計画変更申請書を学長に提出するものとする。

- 2 学長は、前項の変更について必要と認めるときは委員会に審査を諮問するものとする。
- 3 委員会は、前項により学長から諮問された場合には、第10条に規定する審査手続等に準じ、処理するものとする。

(事故発生時の対処)

第14条 学長は、研究者等から第4条第4項に規定する報告があった場合及び研究者等以外の者から同様の報告があった場合には、その対処方法を委員会に諮問するものとする。

- 2 委員会は、前項の規定により学長から諮問された場合はその対処方法を審議し、学長に報告するものとする。
- 3 学長は、前項に規定する報告に基づき必要な措置を講じなければならない。

(研究計画の停止又は中止)

第15条 研究責任者は、研究計画を停止又は中止しようとするときは、速やかに別記第5号様式の研究計画停止・中止報告書を学長に提出するものとする。

- 2 学長は、前項の停止又は中止について委員会に報告するものとする。

(研究の終了)

第16条 研究責任者は、研究を終了したときは、終了後の3か月以内に別記第6号様式の研究計画終了報告書を学長に提出するものとする。

- 2 学長は、前項の終了について委員会に報告するものとする。

(教育・研修)

第17条 研究者等は、研究の実施(研究期間中も含む。)に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。

(研究の検証)

第18条 委員会は、研究責任者から当該研究について報告を求め、調査することができる。この場合において、当該研究に改善すべき事項があるときは、必要な指導・勧告を行わなければならない。

(モニタリング及び監査)

第19条 研究責任者は、研究の信頼性の確保に努めなければならない。侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、学長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、モニタリング及び必要に応じて監査を実施しなければならない。

- 2 研究責任者は、学長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより適切にモニタリング及び監査が行われるよう、モニタリングに従事する者及び監査に従事する者に対して必要な指導・管理を行わなければならない。

- 3 研究責任者は、監査の対象となる研究の実施に携わる者及びそのモニタリングに従事する者に、監査を行わせてはならない。
- 4 モニタリングに従事する者は、当該モニタリングの結果を研究責任者に報告しなければならない。
- 5 監査に従事する者は、当該監査の結果を研究責任者及び学長に報告しなければならない。
- 6 モニタリングに従事する者及び監査に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。
- 7 学長は、研究の信頼性を確保するためにモニタリング及び監査の実施に協力するとともに、当該実施に必要な措置を講じなければならない。

(関係機関への報告等)

第20条 学長は、実施している又は過去に実施した研究について、この指針に適合していないことを知った場合には、速やかに委員会の意見を聴き、必要な対応を行うとともに、不適合の程度が重大であるときは、その対応の状況・結果を厚生労働大臣及び文部科学大臣に報告し、公表しなければならない。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、医学系研究の倫理に関して必要な事項は、指針に基づき、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年1月10日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱する第5条第2号から第5号に規定する委員の任期は、第6条第2項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則 (平成19年規程第8号 (平成19年3月1日))

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規程第6号 (平成22年1月13日))

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規程第19号 (平成24年6月7日))

この規程は、平成24年6月7日から施行する。

附 則 (平成25年規程第7号 (平成25年3月22日))

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第27号 (平成27年3月24日))

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の国立大学法人上越教育大学研究倫理規程第19条の規定は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第44号 (平成27年12月17日))

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の国立大学法人上越教育大学研究倫理規程第19条の規定は、平成27年10月1日から適用する。

別記第1号様式（第10条関係）

研究倫理審査申請書

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

研究責任者
所 属
職名・氏名

国立大学法人上越教育大学研究倫理規程第10条第1項の規定に基づき、研究計画を下記のとおり申請します。

記

受付番号 _____

1 審査分野

- ①医学系研究（人を対象とする医学系研究に関する倫理指針の適用を受ける研究）
- ②ヒトゲノム・遺伝子解析研究（ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の適用を受ける研究）
- ③その他（ _____ に関する研究）

2 研究の名称

3 研究期間 研究倫理審査委員会承認日以降 ～ 年 月 日

4 研究代表者氏名・所属・職名

5 共同研究者氏名・所属・職名

6 研究等の概要及び目的

7 研究等の対象及び実施場所

8 研究等における倫理的配慮等について

- (1) 対象者等に対する倫理的配慮及び人権擁護並びに個人情報保護についての配慮
- (2) 対象者等に説明し、同意を得る方法
- (3) 研究等によって生ずる対象者等への不利益・危険性及び医学上の貢献の予測
- (4) その他

論文投稿あるいは学会発表等の予定

あり なし

- 注) (1) 研究責任者氏名の記入は、署名（本人自署）又は記名押印のいずれかとする。
- (2) 記入に当たっては、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）に規定する研究計画書の記載事項に沿って記載、あるいは別に研究計画書を添付すること。

別記第2号様式（第10条関係）

審 査 結 果 答 申 書

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

国立大学法人上越教育大学研究倫理審査委員会
委員長

受付番号

研究名

先に諮問がありました上記研究に係る研究計画を 年 月 日の研究倫理
審査委員会において審査し、下記のとおり判定しましたので答申します。

記

1. 判定 承認 条件付承認 変更の勧告 不承認 非該当
2. 理由又は勧告

別記第3号様式（第10条関係）

審 査 結 果 通 知 書

年 月 日

殿

国立大学法人上越教育大学長

受付番号

研究名

先に申請のあった上記研究に係る研究計画を、年 月 日の研究倫理審査委員会において審査し、下記のとおり判定しましたので通知します。

記

1. 判定 承認 条件付承認 変更の勧告 不承認 非該当
2. 理由又は勧告

別記第4号様式（第13条関係）

研究計画変更申請書

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

研究責任者
所 属
職名・氏名

年 月 日付けで提出した研究倫理審査申請書を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

1. 研究名
2. 変更内容及び理由

（注）研究責任者氏名の記入は、署名（本人自署）又は記名押印のいずれかとする。

別記第5号様式（第15条関係）

研究計画停止・中止報告書

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

研究責任者
所 属
職名・氏名

年 月 日付けで承認又は勧告を受けた研究計画を下記のとおり停止・中止
したいので、承認願います。

記

1. 研究名
2. 停止又は中止の理由

（注）研究責任者氏名の記入は、署名（本人自署）又は記名押印のいずれかとする。

別記第6号様式（第16条関係）

研究計画終了報告書

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

研究責任者
所 属
職名・氏名

年 月 日付けで承認又は勧告を受けた研究計画を下記のとおり終了しましたので、報告します。

記

1. 研究名
2. 研究期間 年 月 日 ～ 年 月 日
3. 研究代表者氏名・所属・職名
4. 共同研究者氏名・所属・職名
5. 研究等の概要及び目的
6. 研究等の対象及び実施場所
7. その他研究に関する事項

（注）研究責任者氏名の記入は、署名（本人自署）又は記名押印のいずれかとする。

○国立大学法人上越教育大学研究倫理審査委員会規程

(平成27年3月24日規程第33号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人上越教育大学研究倫理規程（平成19年規程第1号）第7条第3項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、学長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究実施計画（研究実施計画の変更を含む。）の審査及び再審査に関する事項
- (2) 研究結果報告書の検証に関する事項
- (3) 研究において倫理的、科学的及び社会的問題等が発生した場合の対処方法に関する事項
- (4) その他研究の倫理に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 人文・社会科学分野の教授又は准教授（講師を含む。以下同じ。）2人
- (3) 自然科学分野の教授又は准教授2人
- (4) 保健管理センターの教授又は准教授1人
- (5) 本法人の役員及び職員（非常勤を含む。）以外の学識経験者3人
- (6) その他学長が必要と認める者若干人

2 前項第5号に掲げる委員は、それぞれの専門分野により第2号から第4号までの委員のいずれかを兼ねることができる。

3 委員会は、男女両性の委員で構成するものとする。

(委員の委嘱及び任期)

第4条 前条第1項第2号から第6号までに掲げる委員は、学長が委嘱する。

2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、前条第1項第6号に掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第7条 委員会は、委員（出張を命じられた者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、本法人の役員及び職員（非常勤を含む。）以外の委員が2人以上出席しなければ議事を

開くことができない。

2 第3条第1項各号の委員が審査対象となる研究に携わる場合は、当該研究に関する議事又は採決に参加することができない。ただし、委員会の求めに応じて、委員会に出席し、当該研究について説明することができる。

3 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(審査資料の保管)

第9条 委員会は、当該研究実施計画に関する審査資料を研究の終了について報告されるまでの期間、適切に保管しなければならない。

(守秘義務)

第10条 委員は、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、職務上知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。この場合において、当該委員は、委員でなくなった後も、守秘義務を有するものとする。

(専門部会の設置等)

第11条 委員会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務の処理)

第12条 委員会に関する事務は、研究連携課において処理する。

(細則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第3条第1項第2号から第6号までの委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとし、再任を妨げない。

○上越教育大学の研究活動における不正行為の防止及び対応に 関する規程

(平成27年3月24日規程第12号)

最終改正 平成28年1月18日規程第5号

目次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 不正行為の防止に係る体制（第9条－第12条）
- 第3章 告発等の受付（第13条－第16条）
- 第4章 通報者等の取扱い（第17条－第20条）
- 第5章 事案の調査（第21条－第31条）
- 第6章 不正行為等の認定（第32条－第34条）
- 第7章 不服申立て及び再調査（第35条・第36条）
- 第8章 調査結果の公表等（第37条・第38条）
- 第9章 措置及び処分（第39条－第45条）
- 第10章 雑則（第46条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、上越教育大学（以下「本学」という。）の研究活動における不正行為を防止するため、本学において研究に携わる者の行動規範及び不正行為が生じた場合に厳正かつ適切に対応するための措置等について必要な事項を定めることを目的とする。

（研究活動の基本姿勢）

第2条 本学は、学問の自由の下に、研究者の自主的かつ創造的な研究活動を尊び、研究成果が人類の平和的発展や福祉・文化の向上に寄与する一方で、人類のさまざまな営みや世界観に多大な影響を与えることを常に認識し、研究の目的、方法、内容及び結果をたえず自省しなければならない。

2 本学は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに説明責任を果たさなければならない。

3 本学は、研究活動の不正行為について学術研究の信頼保持のために厳正な態度で臨まなければならない。

（研究者の行動基準）

第3条 本学において、研究に携わるすべての者は、研究者としての誇りと使命を自覚し、研究活動において不正行為を行わない、関与しないことはもとより、高い倫理観をもって研究活動の透明性と説明性を自律的に保証するよう努めなければならない。

2 指導的立場に立つ研究者は、研究活動の実施に際して、若手研究者及び学生に対し、常に研究活動の本質及びそれに基づく研究作法や研究者倫理に関する事項を指導することにより、研究に対する国民の信頼を堅持しその負託に応じなければならない。

(用語の定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者 本学において研究に携わるすべての者をいい、常勤及び非常勤の別並びに本学からの給与支給の有無を問わない。この場合、学生及びポストドクター等も含むものとする。
- (2) 研究活動 先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為をいう。
- (3) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- (4) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (5) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。
- (6) 研究倫理教育 研究者の行動規範及び研究活動に関して守るべきルール等についての知識や技術を、研究者の理解を得るために第10条に規定する研究倫理教育責任者（以下「研究倫理教育責任者」という。）が実施する教育をいう。
- (7) 資金配分機関 競争的資金等の公募型の研究資金又は運営費交付金等の基盤的経費等の配分をする機関をいう。

(対象となる研究活動における不正行為)

第5条 この規程において、研究活動における不正行為（以下「不正行為」という。）とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造
- (2) 改ざん
- (3) 盗用
- (4) 前3号に掲げる行為に準ずる著しく悪質な行為（他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ及び悪質な意図に基づく論文等の不引用などをいう。）や証拠隠滅又は立証妨害

(不正行為に該当しない行為)

第6条 この規程において次に掲げる行為は、不正行為に該当しない。

- (1) 悪意のない誤り（科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合を含む。）
- (2) 意見の相違

(対象となる研究資金)

第7条 この規程において不正行為の対象となる研究資金（以下「資金」という。）は、資金配分機関より配分を受けた資金であり、研究者が当該不正行為に係る研究活動を行うに際して費消したすべての資金とする。

(研究者の責務)

第8条 研究者は、この規程を遵守するとともに、自らが研究活動における不正行為を行

わないために必要な高度の研究者倫理を常に保持し、適正かつ公正な研究活動を行わなければならない。

- 2 研究者は、故意若しくは重大な過失による研究データの破棄や不適切な管理による紛失を防ぐため、研究データを一定期間保存し、公開しなければならない。この場合、保存及び公開する研究データの具体的な内容やその期間、その方法については、データの性質や研究分野の特性等を踏まえ、別に定めるものとする。
- 3 研究者は、この規程に定める事項及び研究倫理教育責任者の指示に従わなければならない。
- 4 研究者は、研究倫理教育を受講しなければならない。
- 5 研究者は、調査への協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。

第2章 不正行為の防止に係る体制

(最高管理責任者)

第9条 本学に、不正行為の防止について最終責任を負う最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、次条に規定する研究倫理教育責任者及び部局長が責任を持って不正行為に関する措置を適切に行うことができるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 最高管理責任者は、不正行為防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、研究者に周知徹底させるとともに、第12条に規定する研究活動の不正行為対策委員会が策定した本学における具体的な不正行為防止対策（以下「不正行為防止計画」という。）の進捗管理に努めなければならない。

(研究倫理教育責任者)

第10条 研究者に対する研究倫理教育を実施し、その受講状況を把握し、未受講の研究者等に対し必要な指導を行うことについて責任と権限を有する研究倫理教育責任者を置き、研究担当の副学長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育の実施に関する必要な事項は、別に定める。

(最高管理責任者等の職名等の公表)

第11条 本学は、最高管理責任者及び研究倫理教育責任者（以下「各責任者」という。）に就任する者の職名等を、当該者が各責任者に就任したとき又は既に就任している者を変更したとき、公表するものとする。

(研究活動の不正行為対策委員会の設置)

第12条 不正行為の防止及び対応を審議するため上越教育大学研究活動の不正行為対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

- 2 対策委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 告発等の受付

(告発・相談窓口の設置)

第13条 最高管理責任者は、不正行為に関する告発や情報提供（以下「通報等」という。）に対応するため、研究連携課に告発・相談窓口を置く。

- 2 告発・相談窓口の責任者は、対策委員会委員長とし、担当者は研究連携課長とする。
- 3 告発・相談窓口の名称、場所、連絡先、通報等の方法その他必要な事項を本学内外に

周知する。

(通報等の体制等)

第14条 不正行為の疑いが存在すると思料する者は、何人も、通報等を行うことができる。

- 2 通報等の方法は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話、面談により告発・相談窓口に行うものとする。
- 3 通報等は、原則として、顕名により、不正行為を行ったとする研究者等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 4 告発・相談窓口の担当者は、通報等を受け付けたときは、速やかに責任者に報告し、責任者は最高管理責任者に報告するとともに、通報等を受け付けた旨を当該通報者に通知する。この場合において、電話又は面談により通報等を受け付けたときは、当該通報者に口頭で受け付けた旨を連絡することにより通知を省略するものとする。
- 5 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに当該通報等の受理及び当該通報等された事案に係る予備調査（以下「予備調査」という。）の実施の要否を、対策委員会委員長及び関係する部局長並びにその他最高管理責任者が指名した者と協議の上、決定する。この場合において、この規程に定める不正行為以外の通報等の内容について本学以外に調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する研究機関等に当該通報等の内容について通知するものとする。
- 6 最高管理責任者は、当該通報等の内容が法律等に違反するおそれがある場合は、関係機関に連絡するものとする。
- 7 対策委員会委員長は、第5項の協議の結果、当該通報等を受理することとなった場合は、その旨を当該通報者に通知する。この場合において、当該通報者に対してより詳細な情報提供及び当該通報等された事案に係る調査への協力依頼をすることがある旨を併せて通知するものとする。
- 8 対策委員会委員長は、第5項の協議の結果、当該通報等を受理しないこととなった場合は、その旨を、理由を付して、当該通報者に通知する。
- 9 告発・相談窓口の担当者及び調査を担当する者は、自己と利害関係のある事案に関与してはならない。

(匿名通報等の取扱い)

第15条 前条に規定するもののほか、匿名による通報等があった場合は、通報等の内容に応じ、顕名による通報等に準じた取扱いをすることができる。

- 2 新聞等の報道機関、学会等の研究者コミュニティ又はインターネット等により不正行為の疑いが指摘された場合は、その内容に応じ、顕名による通報に準じて取り扱うものとする。

(通報等の相談)

第16条 不正行為の疑いが存在すると思料する者で、通報等の是非や手続きに疑問がある者は、告発・相談窓口に対して相談することができる。

- 2 相談内容が、不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているというようなときは、責任者に報告し、責任者は最高管理責任者に報告するものとする。

- 3 最高管理責任者は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、関係する者に警告を行うものとする。

第4章 通報者等の取扱い

(秘密保持義務等)

第17条 告発・相談窓口の担当者は、通報等の内容及び通報者の秘密を守るため、通報等を受け付ける場合は、個室での面談又は電話若しくは電子メール等を受付窓口の担当者以外に見聞できないように、適切な方法を講じなければならない。

- 2 告発・相談窓口の担当者及びこの規程に定める業務に携わる者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。この場合において、当該職員でなくなった後又は当該業務に携わらなくなった後も、守秘義務を有するものとする。

- 3 最高管理責任者は、通報者、当該通報等の対象となった研究者（以下「被通報者」という。）、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。

- 4 最高管理責任者は、当該通報に係る事案が漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了解を得た上で、調査中に関わらず当該通報に係る事案について公表することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は要しないものとする。

- 5 対策委員会委員長は、通報者及び被通報者に通知をするときは、通報者、被通報者及び当該調査に協力した者等の人権、プライバシー等を侵害することのないように十分配慮しなければならない。

(通報者の保護)

第18条 部局長は、通報等をしたことを理由として、当該通報者の職場環境等が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

- 2 研究者は、通報等をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 3 学長は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、国立大学法人上越教育大学職員就業規則（平成16年規則第10号）及び国立大学法人上越教育大学職員懲戒規程（平成16年規程第43号）その他関係諸規程（以下「就業規則等」という。）に従って、処分を課すことがある。

(悪意による通報等)

第19条 何人も、悪意（被通報者を陥れるため若しくは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）による通報等を行ってはならない。

- 2 学長は、前項の通報を防止するため、調査の結果、悪意による通報等であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講ずることができる。

(解雇の禁止等)

第20条 学長は、悪意による通報等であることが判明しない限り、単に通報等したことを理由に当該通報者に対して研究活動の全面的な禁止又は解雇、配置換、懲戒処分、降

格，減給等を行ってはならない。

- 2 学長は，相当な理由なしに，単に通報等がなされたことのみをもって，被通報者の研究活動の全面的な禁止又は解雇，配置換，懲戒処分，降格，減給等を行ってはならない。

第5章 事案の調査

(調査を行う機関)

第21条 本学の研究者を被通報者として，通報等があった場合，原則として，本学が通報等された事案に係る調査を行う。

- 2 対策委員会委員長が特に必要と認める場合に限り，他の研究機関等，当該資金配分機関又は学会等の研究者コミュニティに，調査を委託することができる。

(調査の協力義務)

第22条 調査の対象となる部局長は，調査の円滑な実施のために，当該調査を行う者に対して積極的に協力しなければならない。

- 2 部局は，調査を実施する上で必要な書類等の提出を求められたときは，これを拒むことができない。

(予備調査の実施の要否等)

第23条 対策委員会委員長は，予備調査の実施の要否について決定された場合は，当該通報者にその旨通知する。この場合において，予備調査を実施しないときは，その理由を付して通知するものとする。

- 2 最高管理責任者は，予備調査を実施することを決定した場合は，資金配分機関に対して予備調査を実施する旨通知する。この場合において，被通報者が本学以外の機関に所属しているときは，当該所属機関に対しても予備調査を実施する旨通知するものとする。
- 3 最高管理責任者は，不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているという通報等については，その内容を確認・精査し，相当の理由があると認めるときは，当該通報等に係る被通報者に対して不正行為を行わないよう警告を行うものとする。

(職権による調査)

第24条 最高管理責任者は，通報等の有無にかかわらず，相当の信頼性のある情報が提供され，不正行為があると疑われる場合は，予備調査の開始を対策委員会委員長に命ずることができる。

(予備調査の実施等)

第25条 対策委員会委員長は，予備調査の実施が決定されたとき又は前条の規定により情報が提供され，予備調査の開始を命ぜられたときは，予備調査を迅速かつ公正に行わなければならない。

- 2 予備調査のための調査委員会（以下「予備調査委員会」という。）に関し必要な事項は，対策委員会が別に定める。
- 3 予備調査委員会は，予備調査の対象となる部局に対して関係資料の提出，事実の証明その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めるとともに，必要に応じて，次の各号に掲げる事項について関係者のヒアリングを行い，通報等の内容の合理性，調査可能性等の予備調査を実施する。
 - (1) 通報等された研究活動における不正行為が行われた可能性に関すること。
 - (2) 通報等の際示された科学的合理的理由の論理性に関すること。

(3) 通報等された研究の公表から通報等までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間又は本学若しくは被通報者が所属する部局が定める保存期間を超えるか否かに関する事。

(4) その他予備調査委員会が必要と認める事項に関する事。

4 予備調査委員会は、通報等がなされる前に取り下げられた論文等に対する予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として通報等された事案に係る本調査（以下「本調査」という。）を行うべきか否かを調査し、判断するものとする。

5 予備調査委員会は、通報等を受領した日又は予備調査を命ぜられた日から起算して概ね30日以内に予備調査の結果を対策委員会に報告する。

6 対策委員会は、前項に基づく予備調査委員会からの報告を精査し、その結果を最高管理責任者に報告する。

（本調査の実施等）

第26条 最高管理責任者は、前条第6項の調査結果の報告に基づき、本調査を実施するか否かを決定する。

2 最高管理責任者は、前項により本調査を実施することを決定した場合は、資金配分機関及び文部科学省に対して本調査を実施する旨通知する。この場合において、被通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関に対しても本調査を実施する旨通知するものとする。

3 対策委員会委員長は、第1項により本調査を実施することが決定された場合は、原則として30日以内に本調査を開始するとともに、通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨及び調査委員の氏名・所属を通知し、本調査への協力を求める。

4 対策委員会委員長は、第1項により本調査を実施しないことが決定された場合は、その理由を付して当該通報者に通知するとともに、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る資金配分機関及び通報者の求めに応じ開示するものとする。

5 前2項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に対策委員会委員長に対して対策委員会委員に関する異議申立てをすることができる。

6 対策委員会委員長は、前項の異議申立てがあった場合は、最高管理責任者、各理事及び各副学長と協議し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る対策委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

7 対策委員会は、指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート及び生データ等の各種資料の精査並びに関係者のヒアリング及び再現実験の要請等により本調査を行うものとする。

8 対策委員会は、本調査を実施する際において、対策委員会が被通報者に再実験等により再現性を示すことを求めた場合又は被通報者が自らの意思によりそれを申し出た場合は、再実験等に要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を保障するものとする。ただし、被通報者により同じ内容の申出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしを主な目的とするものであると対策委員会が判断するときは、当該

申出を認めないものとする。

9 対策委員会は、本調査の実施に当たり、被通報者に対して弁明の機会を与えなければならない。

10 対策委員会の本調査に対し、通報者、被通報者その他当該通報等された事案に係る者は誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第27条 本調査の対象は、通報等された事案に係る研究のほか、対策委員会の判断により本調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。

2 本調査のための調査委員会（以下「本調査委員会」という。）に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(証拠の保全)

第28条 調査委員会は、本調査に当たって、通報等された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類等を保全する措置をとる。この場合において、研究活動が行われた研究機関等が本学でないときは、調査委員会は、通報等された事案に係る研究に関して、証拠となる資料及びその他関係書類等を保全する措置をとるよう当該研究機関等に依頼するものとする。

2 本調査委員会は、証拠となる資料及びその他関係書類等の入手が困難又は隠蔽が行われるおそれがある場合には、必要最小限の範囲で通報等された事案に係る研究活動の停止措置、本調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は機器・資料の保全措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるに当たっては、当該部局長にその旨通知するものとする。

3 本調査委員会は、前2項の措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限してはならない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第29条 本調査委員会は、本調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、本調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮するものとする。

(本調査の中間報告)

第30条 最高管理責任者は、通報等された事案に係る資金配分機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の中間報告を当該資金配分機関に提出するものとする。

(不正行為の疑惑に対する説明責任)

第31条 本調査委員会の本調査において、被通報者が不正行為に係る通報等に関する疑いを正そうとする場合、被通報者は、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法及び手続に従い行われたこと並びに論文等が科学的に適正な方法及び手続を経て導かれた結果に基づき、適切な表現で執筆されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。この場合において、再現実験等を必要とするときは、被通報者に対し再現実験等に要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を保障するものとする。

第6章 不正行為等の認定

(認定)

第32条 本調査委員会は、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠及び前条により被通報者が行った説明の内容を総合的に判断して、不正行為に該当するか否かの認定（以下「認定」という。）を本調査開始後概ね150日以内に行わなければならない。

2 本調査委員会は、被通報者の研究体制、データチェックの方法等について、故意の有無を判断し認定するものとする。

3 本調査委員会は、認定を行うに当たり、被通報者の自認を唯一の証拠として研究活動における不正行為の存否に係る認定を行うことはできない。

4 本調査委員会は、不正行為に該当する旨の認定を行う場合は、不正行為の内容、不正行為に関与した者及びその関与の程度、不正行為が認められた研究に係る論文等の各著者の役割を具体的に確定させるものとする。

5 本調査委員会は、不正行為に該当しない旨の認定を行う場合において、本調査を通じて通報等が悪意によるものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合において、当該認定を行うに当たっては、当該通報者に弁明の機会を与えなければならない。

6 本調査委員会は、認定が終了したときは、直ちに対策委員会及び最高管理責任者にその結果を報告する。

7 最高管理責任者は、調査結果の報告を受け、不正行為に関する認定を行う。ただし、最高管理責任者が必要と認める場合は、教育研究評議会の意見を聴くことができる。

（調査結果の通知）

第33条 最高管理責任者は、前条第6項の報告を基に、調査結果及び認定を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するとともに、当該資金配分機関及び文部科学省に通知する。この場合において、被通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

2 最高管理責任者は、通報等がなされる前に取り下げられた論文等に係る本調査で、不正行為に該当する旨の認定をされたときは、研究者が自ら行った論文等の取り下げなどの善後措置及びその措置をとるに至った経緯・事情等を前項の通知に付すものとする。

3 最高管理責任者は、悪意による通報等と認定された場合において、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

（調査資料の提出）

第34条 最高管理責任者は、本調査が継続中であっても、資金配分機関から当該事案に係る資料の提出又は閲覧を求められた場合は、本調査に支障がある等正当な理由があるときを除き、これを拒むことができない。

第7章 不服申立て及び再調査

（不服申立て及び再調査）

第35条 不正行為に該当する旨の認定が行われた被通報者及び悪意による通報等をしたものとして認定された通報者（被通報者の不服申立てによる再調査の結果、悪意による通報等をしたものと認定された者を含む。以下同じ。）は、第32条第1項による通知を受けた日から起算して30日以内（再調査の結果、悪意による通報等をしたものと認定さ

れた者については、本条第10項に規定する通知を受けた日から起算して30日以内)に最高管理責任者に対して不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。

- 2 最高管理責任者は、前項の規定による不服申立てがあった場合は、当該資金配分機関及び文部科学省に通知するとともに、対策委員会委員長、各理事及び各副学長と協議し、当該不服申立てを受理するか否か決定するものとする。この場合において、当該不服申立てを受理することを決定した場合は、当該不服申立ての審査を行うよう対策委員会委員長に対し指示するものとする。
- 3 対策委員会委員長は、不服申立てがあった旨を当該通報者に通知するとともに、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを対策委員会の議を経て、速やかに決定する。
- 4 対策委員会委員長は、前項の不服申立てについて、再調査を行うことなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、当該申立てを行った者（以下「申立者」という。）並びに当該資金配分機関及び文部科学省に通知する。この場合において、当該不服申立てが当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると対策委員会が判断するときは、最高管理責任者は、申立者に対し以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 5 対策委員会委員長は、再調査を行う決定をした場合は、直ちに最高管理責任者に報告するとともに、当該申立者に通知し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。この場合において、最高管理責任者は、再調査を行う旨を当該資金配分機関及び文部科学省に通知するものとする。
- 6 対策委員会委員長は、前項に規定する場合において、再調査に対し協力が得られない場合にあつて、再調査を行わず、審査を打ち切ることについて、対策委員会の議を経て決定した後、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、当該申立者に対して当該決定を通知する。
- 7 対策委員会委員長は、第2項の規定により最高管理責任者から不服申し立ての審査を行うよう指示を受けた場合は、その旨を当該通報者に通知し、最高管理責任者は、当該資金配分機関及び文部科学省に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をした場合も同様とする。
- 8 対策委員会委員長は、再調査を実施する場合、第21条、第22条及び第25条から第34条までの規定に準じ、再調査を実施するものとする。
- 9 対策委員会委員長は、再調査を実施した場合は、再調査開始後概ね50日以内に、対策委員会において先の調査結果を変更するか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。
- 10 最高管理責任者は、前項の規定による調査結果の報告を受けた場合において、当該結果を通報者及び被通報者に通知するとともに、当該資金配分機関及び文部科学省に通知する。
- 11 最高管理責任者は、悪意による通報等と認定された通報者から不服申立てがあった場

合は、被通報者に通知するとともに、当該資金配分機関及び文部科学省に通知する。

12 対策委員会委員長は、前項の申立てについては、当該申立て後概ね30日以内に本調査委員会において再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告する。

13 最高管理責任者は、前項の規定による調査結果の報告を受けた場合において、当該結果を通報者及び被通報者に通知するとともに、当該資金配分機関及び文部科学省に通知する。

(調査の公正性に関する不服申立て)

第36条 不正行為が行われたものと認定された被通報者及び悪意による通報等をしたものとして認定された通報者が、前条に規定する不服申立てを行う場合において、当該申立ての趣旨が、対策委員会の構成等、調査の公正性に係るものであるときは、最高管理責任者に対して不服申立てを行うことができる。

2 最高管理責任者は、前項による不服申立てが行われた場合、対策委員会委員長、各理事及び各副学長と協議し、当該不服申立てを受理するか否か決定するものとする。この場合において、当該不服申立てを受理することを決定し、当該不服申立ての内容が、対策委員会委員に関するものの場合、当該不服申立ての対象となった対策委員会委員に代えて、他の者を委員とすることができる。

第8章 調査結果の公表等

(調査結果の公表)

第37条 最高管理責任者は、不正行為に該当する旨の認定がなされた場合は、原則として速やかに調査結果を公表する。

2 不正行為に該当する旨の認定がなされた場合における公表の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、通報等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為に該当する旨の認定が行われたときは、当該不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名・所属
- (2) 不正行為の内容
- (3) 当該調査結果の公表時までに本学が行った措置の内容
- (4) 対策委員会委員の氏名・所属
- (5) 調査の方法・手順
- (6) その他必要と判断した事項

3 最高管理責任者は、不正行為に該当しない旨の認定がなされた場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合は、調査結果を公表し、その公表の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 不正行為には該当しないこと
- (2) 被通報者の氏名・所属
- (3) 対策委員会委員の氏名・所属
- (4) 調査の方法・手順
- (5) その他必要と判断した事項

4 最高管理責任者は、不正行為に該当しない旨の認定がなされた場合で、調査の結果通報等が悪意によるものであることが判明し、悪意による通報等の認定がなされた場合は、

次の各号に掲げるとおり公表する。

- (1) 通報者の氏名・所属
- (2) 悪意による通報等と認定した理由
- (3) その他必要と判断した事項

(最終報告書の提出)

第38条 最高管理責任者は、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる当該研究費以外の研究費の管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を資金配分機関に提出するものとする。

第9章 措置及び処分

(調査中における一時的措置)

第39条 最高管理責任者は、調査を行うことを決定した後、対策委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、調査の対象となる被通報者の研究費の支出停止等必要な措置を一時的に講じることができる。

- 2 最高管理責任者は、資金配分機関から、被通報者の当該研究費の支出停止等を命ぜられた場合は、資金配分機関の指示に従い必要な措置を講じる。

(研究費の使用中止)

第40条 最高管理責任者は、不正行為に該当する旨の認定がなされた場合は、不正行為に関与した者に対して直ちに当該研究費の使用中止を命ずる。

- 2 前項に規定するほか、不正行為に関与した者と直ちに認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対しても、不正行為に関与した者と同様に直ちに当該研究費の使用中止を命ずる。

(論文等の取り下げの勧告)

第41条 最高管理責任者は、被認定者に対して不正行為と認定された論文等の取り下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第42条 最高管理責任者は、不正行為に該当しない旨の認定がなされた場合は、調査の対象とした研究費の支出停止等の措置を速やかに解除するものとする。ただし、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除するものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正行為に該当しない旨の認定がなされた場合は、当該事案が研究活動における不正行為に該当しない旨を調査関係者に対して周知する。この場合において、当該事案が調査関係者以外に漏洩しているときは、調査関係者以外にも同様に周知する。
- 3 前2項に規定するもののほか、最高管理責任者は、不正行為に該当しない旨認定された者の名誉を回復するために必要な措置及び不利益を生じさせないために必要な措置を

講じる。

4 最高管理責任者は、不正行為に該当しない旨の認定がなされた場合で、調査を通じて通報が悪意によるものであることが判明し、悪意による通報等の認定がなされた場合、次の各号により対処するものとする。

(1) 通報者が本学に所属する者である場合 学内規程に基づき、懲戒処分、刑事告発等の適切な措置をとり、その結果を公表するものとする。

(2) 通報者が本学以外の機関に所属する者である場合 当該者の所属する機関に対して適切な処置を行うように求めるものとする。

(処分)

第43条 学長は、本調査の結果、不正行為と認定された場合において、不正行為に関与した者が本学の職員である場合、当該不正行為に関与した者に対して就業規則等に従って、処分を課すものとする。

2 各部局長において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正行為を招いた場合には、前項の規定に準じて取り扱うものとする。

3 最高管理責任者は、前項により処分を課したときは、当該資金配分機関に対して処分内容等を通知する。

(是正措置等)

第44条 対策委員会委員長は、本調査の結果、不正行為が行われたものと認定した場合は、最高管理責任者に対して速やかに是正、再発防止及びその他必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じる必要がある旨の申出を行うものとする。

2 最高管理責任者は、前項の申出に基づき、当該部局長に対して是正措置等を講じる旨を命ずるとともに、必要に応じて全学的な是正措置等を講じるものとする。

3 部局長等は、前項の命により是正措置等を講じたときは、当該是正措置等の内容を最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、第2項に基づいて行った是正措置等及び前項により報告を受けた是正措置等の内容を当該通報者及び当該資金配分機関に対して通知するものとする。

(関係機関への通知)

第45条 最高管理責任者は、調査を開始したとき及び不正行為に該当すると認定されたときその他必要の都度、資金配分機関以外の関係機関に対して当該不正行為の内容、調査結果、是正措置等、処分内容等について通知するものとする。

第10章 雑則

(細則)

第46条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

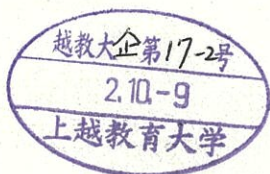
附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 上越教育大学の研究活動における行動規範及び不正行為への対応に関する規程（平成19年規程第9号）及び上越教育大学の研究活動における不正行為への対応に関する取扱細則（平成19年細則第7号）は、廃止する。

附 則（平成28年規程第5号（平成28年1月18日））

この規程は，平成28年1月18日から施行する。



支学機構評支第50号
令和2年10月7日

上越教育大学長 殿

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長

福田 秀樹



令和3年度大学機関別認証評価に係る申請の受理について（通知）

令和2年9月30日付けで申請のありました標記の件については、申請書を受理しましたので通知します。